

諮問庁：豊橋市長

諮問日：令和4年3月15日（諮問第115号）

答申日：令和4年7月26日（答申第95号）

事件名：豊橋市まちなか図書館内覧会出席者リストに係る一部公開決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

豊橋市長が行った、「豊橋市まちなか図書館内覧会出席者リスト」（以下「本件対象文書」という。）に係る一部公開決定については、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づく公開請求に対し、令和3年12月15日付け3豊図第75-2号により豊橋市長（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った公文書一部公開決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

- (1) 審査請求人の主張は、令和3年12月24日付け審査請求書及び令和4年3月8日付け反論書の内容を要約すれば、おおむね次のとおりである。
- (2) 豊橋市まちなか図書館の内覧会には、一般で出席を希望して出席できた者はいない。したがって、参加者は必ずしも私人と同一に考えることはできない。図書館担当者も個人を招待しないと回答した。個人として招待しておらず、団体や協力者なのであれば、その氏名を公表すべきである。

第3 処分庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 審査請求人は、令和3年12月5日付け（同日受付）で処分庁に対し、条例第5条の規定に基づき、本件対象文書に係る公開請求を行った。

(2) これに対し、処分庁は、対象公文書を本件対象文書と特定した上で、令和3年12月15日付けで原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同年12月24日付け（同日受付）で本件審査請求を提起した。

2 非公開とした部分について

(1) 本件審査請求の対象となる非公開部分は、地元関係者や図書館が過去に行ったイベントの協力者等、豊橋市まちなか図書館内覧会へ招待された者の氏名である。

(2) これらは、個人に関する情報であって、その記載により特定の個人を識別することができるものであるから、条例第6条第1項第1号に該当するため非公開とした。

3 審査請求人の主張について

条例第6条第1項第1号に規定する「個人」について、審査請求人は、内覧会に招待された者は、個人としてではなく、図書館と一定の関係がある者として招待されているから、氏名を公開すべきであると主張する。しかし、図書館と一定の関係にあったとしても、「個人」に該当することに変わりはないから、審査請求人の主張は妥当ではない。

4 結論

以上のとおり、処分庁は、本件審査請求については、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和4年3月15日 諮問書の受付

② 同日 諮問庁から諮問書の添付文書を收受

③ 令和4年5月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書の非公開部分について

本件対象文書の非公開部分は、豊橋市まちなか図書館内覧会招待者の氏名である。審査請求人は、原処分をの取消しを求めており、処分庁は本件対象文書の一部が条例第6条第1項第1号に該当するため、非公開とした原処分を妥当であると主張していることから、本件対象文書の見分結果に基づき、非公開情報該当性について検討する。

2 非公開情報該当性について

(1) 本件対象文書に記載された氏名は条例第6条第1項第1号に該当するか

ア 条例第6条第1項第1号は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。第3項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」を、同号アからエまでに該当する場合を除き、非公開とするものとしている。

イ 同号の趣旨は、特定の個人を識別することができる情報が公開されることにより、当該個人のプライバシーが侵害されないようにすることである。そして、実施機関と一定の関係がある者であっても、個人である限りは規定の趣旨が及ぶことに変わりはない。そのため、内覧会には招待された者は、個人としてではなく、図書館と一定の関係がある者として招待されているから、氏名を公開すべきであるという審査請求人の主張を

採用することはできない。

ウ 本件対象文書に記載された豊橋市まちなか図書館内覧会招待者は個人であり、その氏名は、個人に関する情報であって、その記載により特定の個人を識別することができるものにあたるから、条例第6条第1項第1号に該当する。また、同号アからエまでのいずれにも該当しない。

3 本件一部公開決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、条例第6条第1項第1号に該当するから、これを非公開とした決定については、妥当であると判断した。

第6 付記

実施機関は、豊橋市まちなか図書館内覧会出席者リストのうち、非公開とした氏名と同じ行にある「職業・役職」欄の記載を非公開としていない。他の情報と照合することで個人を識別することができる可能性がある情報も、個人情報に該当する可能性がある。そのため、今後、同種の案件を取り扱うにあたっても、十分に検討されたい。

(全体会)

委員 赤本優 委員 河邊伸泰 委員 庄村勇人 委員 菅生剛弘